



10月は里親月間です

# 里親になりませんか

## こどもたちに、家庭のぬくもりを

さまざまな事情により家族と一緒に生活することが出来ないこどもたちがいます。里親とはこうしたこどもたちを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

里親の家庭で愛情に包まれて家族の一員として暮らすことにより、こどもたちは一人の人間として大切にされ、愛されているという感覚を持ちながら育つことができます。

## こどもたちのために、あなたにも出来ことがあります

里親には、こどもが親と一緒に生活出来るようになるまで養育する「養育里親」と、養子縁組により養親となることを希望する「養子縁組里親」があります。（このほかに専門里親、親族里親もあります。）

こどもが好きであり、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めていきます。養育里親の場合は、長期の養育だけでなく、月に1～2回程度、主に土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせてくださる方も求めています。

### 「里親」なるまでの流れ（養育里親の場合）



（参考）里親希望者又は同居人が、次のいずれかに該当する場合、里親になれません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 児童福祉法等で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 児童虐待ほか児童の養育に関し著しく不適当な行為を行った者
- ④ 暴力団関係者



～お気軽にお問い合わせください～

児童相談所	電話	メールアドレス
中央児童相談所 隠岐相談室	0852-21-3168	chuo-satooya@pref.shimane.lg.jp
	08512-2-9706	
出雲児童相談所	0853-21-0007	izumo-satooya@pref.shimane.lg.jp
浜田児童相談所	0855-28-3560	hamada-satooya@pref.shimane.lg.jp
益田児童相談所	0856-22-0083	masuda-satooya@pref.shimane.lg.jp

